

静岡県消費者教育推進県域協議会について

1 概 要

平成24年12月に施行された「消費者教育の推進に関する法律」第20条に基づき、本県の消費者教育の総合的体系的かつ効果的な推進に向け、構成員相互の情報の交換及び調整を行うため、「静岡県消費者教育推進県域協議会」を設置している。

また、令和4年4月に県内東・中・西部に地域消費者行政推進連携協議会を設置し、各地域の消費者教育における課題への対応、市町との連携強化や市町支援などに取り組んでいる。

2 静岡県消費者教育推進県域協議会

- (1) 設置年月日 平成27年4月1日
- (2) 根拠法令 消費者教育の推進に関する法律
- (3) 設置の目的 消費者教育を効果的、体系的に推進するため、県の役割と推進体制を明確にするとともに、多様な主体の連携による実効性のある協議を行う
- (4) 構成団体 構成員は、下表の団体・機関等から推薦のあった者を充てる

| | 団体・機関等 |
|----|----------------------------|
| 1 | 常葉大学 |
| 2 | 静岡県弁護士会 |
| 3 | 静岡県司法書士会 |
| 4 | 静岡県消費者団体連盟 |
| 5 | 静岡県生活協同組合連合会 |
| 6 | 一般社団法人静岡県労働者福祉協議会 |
| 7 | 公益社団法人日本青年会議所東海地区静岡ブロック協議会 |
| 8 | 静岡県金融広報委員会 |
| 9 | 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 |
| 10 | 静岡県教育研究会技術・家庭科教育研究部 |
| 11 | 静岡県教育委員会事務局教育政策課 |
| 12 | 静岡県教育委員会事務局義務教育課 |
| 13 | 静岡県教育委員会事務局高校教育課 |
| 14 | 静岡県教育委員会事務局特別支援教育課 |
| 15 | 静岡県教育委員会事務局社会教育課 |
| 16 | 静岡県くらし・環境部県民生活課 |
| 17 | 静岡県東部県民生活センター |
| 18 | 静岡県中部県民生活センター |
| 19 | 静岡県西部県民生活センター |
| 20 | 静岡県賀茂広域消費生活センター |

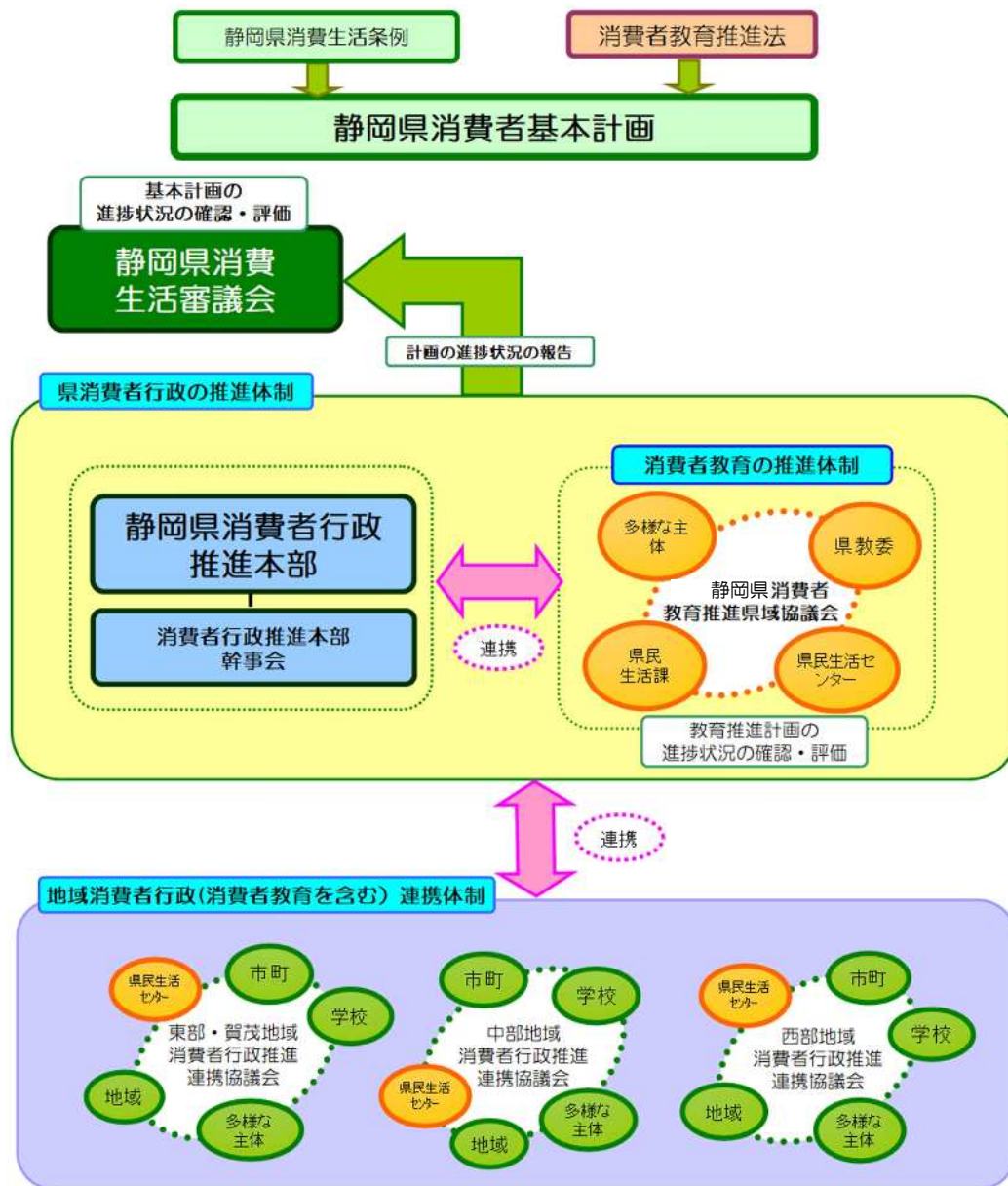
(5) 所掌事務

- ①消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関する構成員の情報交換及び調整
- ②静岡県消費者教育推進計画の策定に関する構成員の意見の調整
- ③静岡県消費者教育推進計画の進捗状況の確認
- ④消費者教育推進に係る調査、研究等
- ⑤その他、消費者教育の推進に必要な事務

(6) 静岡県消費者教育推進計画

「静岡県消費者基本計画」(2022年度～2025年度)のうち大柱1「自ら学び自立し行動する消費者の育成」を消費者教育推進計画に位置づける。

(7) 静岡県消費者基本計画の推進体制



3 令和6年度開催実績、予定

| | 開催時期 | 内 容 |
|-----|--------------|-----------------------------|
| 第1回 | 令和6年9月11日(水) | 今後の取組について 計画の進捗状況の確認について |
| 第2回 | 令和7年3月 | 本年度の実績、次年度の取組について |